

第3次

愛荘町地域福祉活動計画

案

第1章 地域福祉活動計画が目指す方向

(1) 地域福祉活動計画とは

私たちが生活する地域には、「孤立」や「くらしにくさ」など様々な課題があります。くらしの課題をその方だけのこととせず、みんなで共有し住民同士が支え合い協力しあって、誰もが安心してくらす地域をつくる必要があります。

地域福祉活動計画は、誰もが安心してくらす福祉のまちづくりを実現するために、くらしの課題を明らかにし、課題解決のために具体的に何ができるかを、住民や関係機関・団体等が協働して取り組む住民主体の活動・行動計画です。

■愛荘町地域福祉活動計画のあらまし



第2次愛荘町地域福祉活動計画(以下、「第2次計画という。’)では、五つのプロジェクト(注 1)見守りネットワーク・くらしサポート・ボランティアセンター(注 6)・福祉教育・地域を守る災害支援により、住民や関係機関・団体、福祉施設・専門職などの多くの方々の参加により福祉のまちづくりを進めてきました。そのような中、令和2年には新型コロナウイルスの感染症拡大によって、多くの福祉活動が停止、縮小する事態となりました。

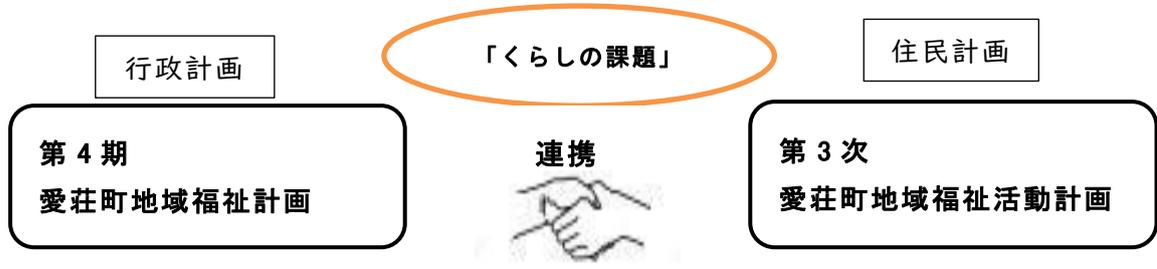
コロナ禍で縮小した地域福祉(注 15)活動の再活性化や再拡充におけた取り組みと、くらしの困りごとや不安等をみんなで解決するため、より多様な活動者が関わった支援のしくみが必要であることがみえてきました。

こうしたことから、住民のくらしに関わる福祉課題と、第2次計画での取組成果を踏まえて住民と町行政をはじめとする関係機関・団体、企業・事業所、社会福祉協議会(注 3)など「みんな」が取り組む支援体制の構築を目指し、お互いが福祉を通して「つながりづくり」を進めるため、新たに第3次愛荘町地域福祉活動計画(以下、「第3次計画」という。’)を策定しました。

(2) 地域福祉計画（行政計画）との連携

愛荘町では、地域福祉を推進するための行政計画である「第4期愛荘町地域福祉計画」（計画期間 令和2年度～令和6年度）が策定されています。

みんなで課題を共有しながら、それぞれが役割を發揮し連携・協働の体制のもと推進を図る第4期愛荘町地域福祉計画重点施策「包括的・総合相談支援体制の構築」を中心に連携した取り組みを進めます。



重点施策

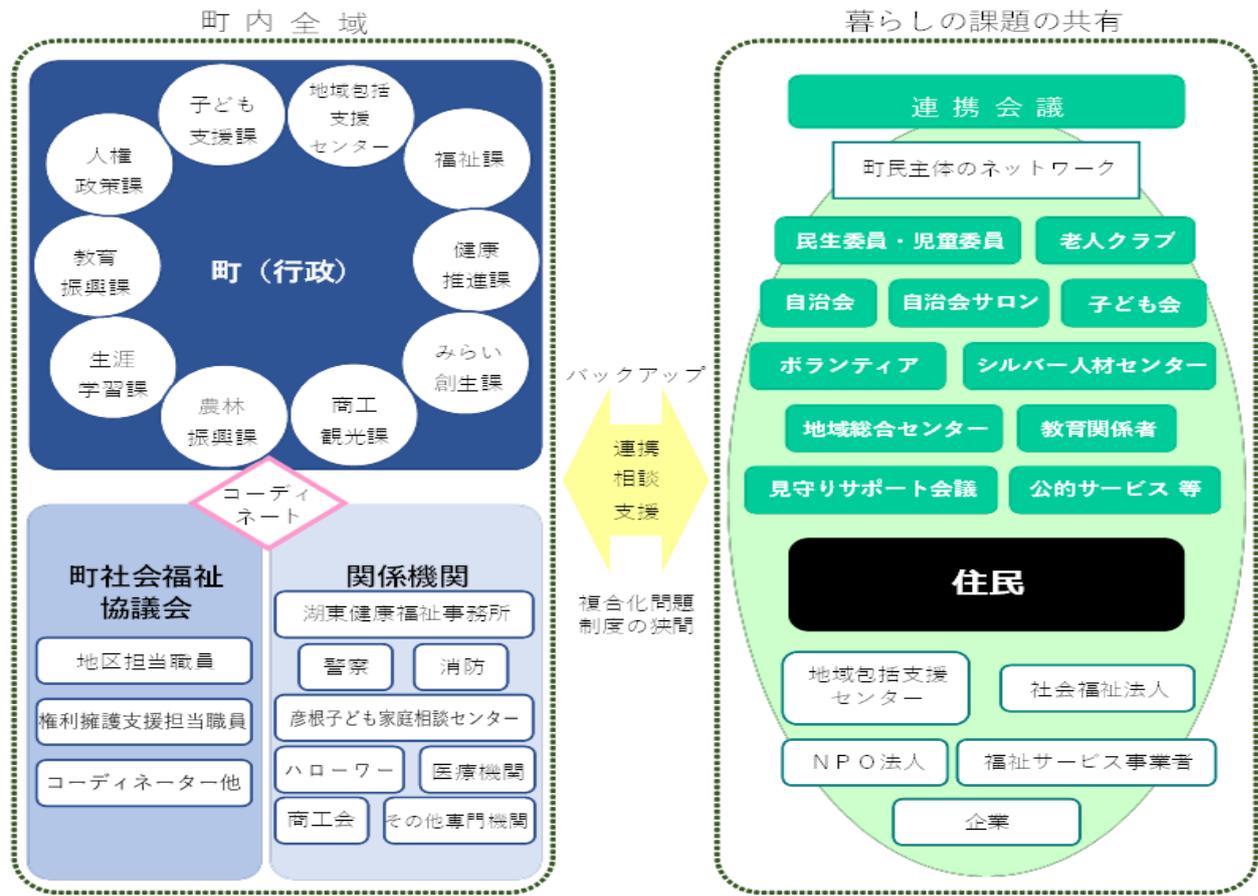
第4期愛荘町地域福祉計画より

包括的・総合相談支援体制の構築

多様化、複雑化、深刻化する地域課題の解決に向けて、行政だけでなく、地域住民や地域のあらゆる主体が相互に連携した「包括的・総合相談支援体制」の構築を進めます。

本町（行政）においては、福祉課をはじめとした関係所管課および町社会福祉協議会と連携し、町内全域での体制整備を図ります。また、各地域で活動する民生委員・児童委員、自治会等と連携を図り、身近な地域での相談窓口を充実させるとともに、その相談に対するバックアップ体制を整えます。

■包括的・総合相談支援体制の整備のイメージ図



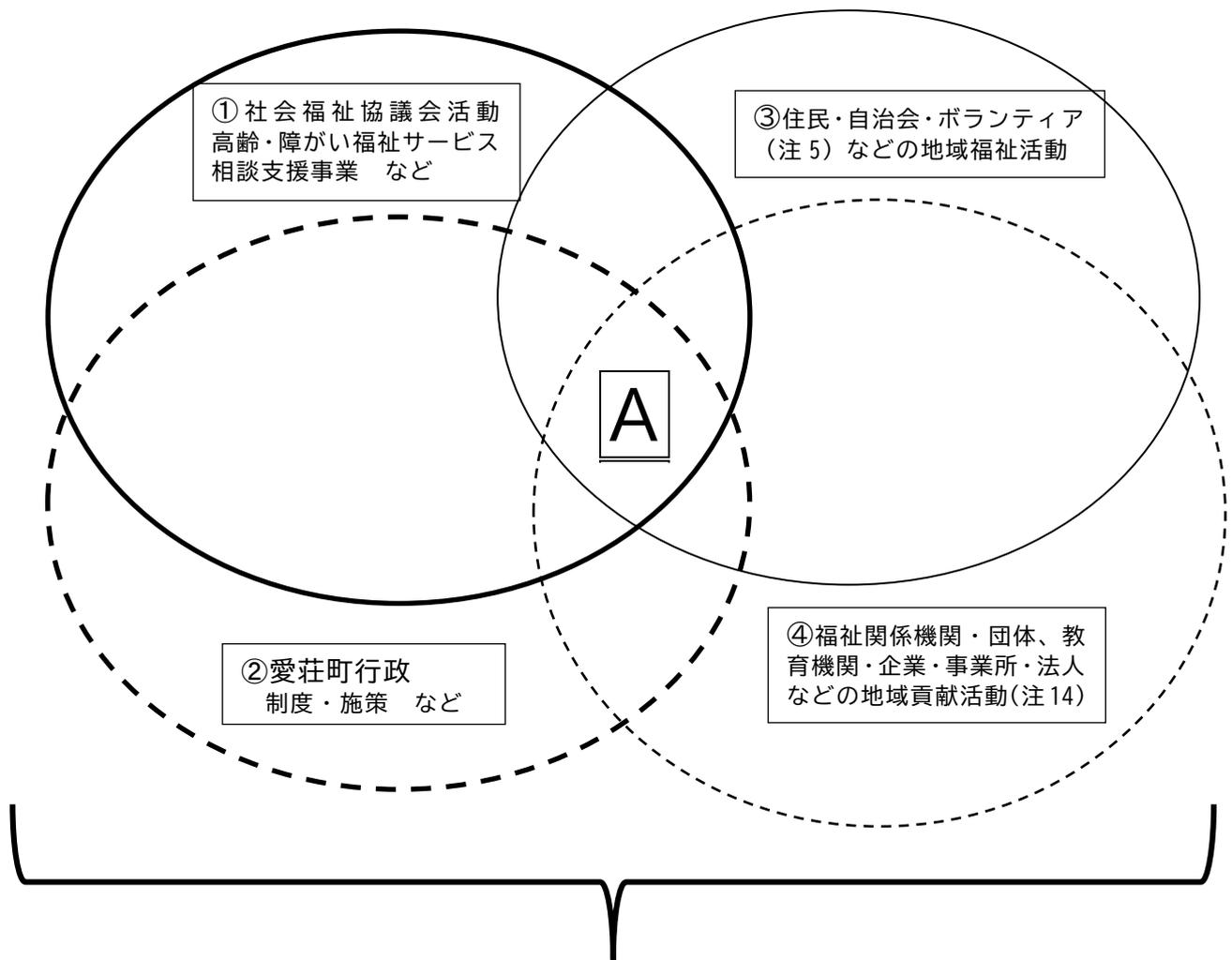
連携・支援

(3) 地域福祉活動を推進する体制と役割

第3次計画では、住民・町行政をはじめ、福祉関係機関・団体、教育機関、企業・事業所・法人などと社会福祉協議会が基本計画に取り組みます。

社会福祉協議会は、第3次計画の各プロジェクトの協議の場と活動づくりに必要な事業や活動に取り組み、住民・町行政をはじめ、福祉関係機関・団体、教育機関、企業・事業所・法人等とともに進めるまちづくり活動をコーディネートして、必要なネットワークの構築を進めて住民主体の地域福祉活動を支援する役割を担います。

計画の推進体制イメージ図



みんなが地域福祉活動に参加し、Aの協働する取り組みを進めていくため「プロジェクト推進体」(注2)を設置し、各テーマに応じた取り組みをおこないます。

社会福祉協議会は、プロジェクトを推進する事務局として協議の場や活動づくりに必要な事業や活動に取り組みます。

(4) 計画期間と進行管理

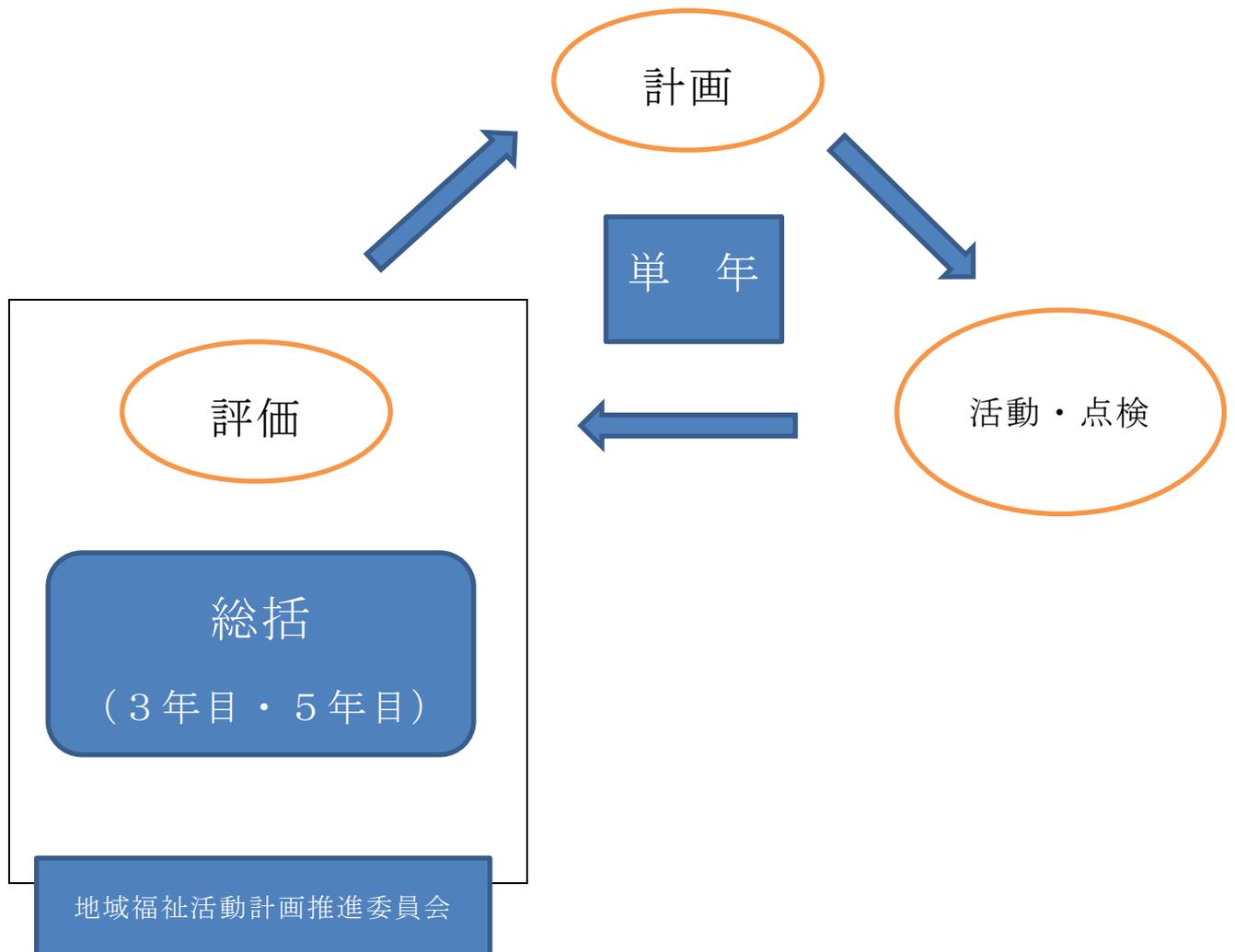
■ 計画期間について

第3次計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

■ 進行管理について

第3次計画の進行管理は、住民・町行政等が参画する「地域福祉活動計画推進委員会」において毎年度活動や事業を点検し、令和6年度（3年目）および令和8年度（5年目）に評価を行います。

【進行のイメージ図】



第2次計画で取り組んだ「参加」の活動を紹介します。
愛荘町の福祉を支えるボランティア活動!!



「みんなで進める 笑顔あふれる福祉のまちづくり」に、多くの住民の皆様が参加いただいています。

笑顔がとっても素敵ですね。皆様も一緒に参加しませんか。



子どもたちも大活躍の「チョコラ体験」(注7)の様子



年末に今年一番の笑顔をお届け「サンタボランティア訪問」の様子

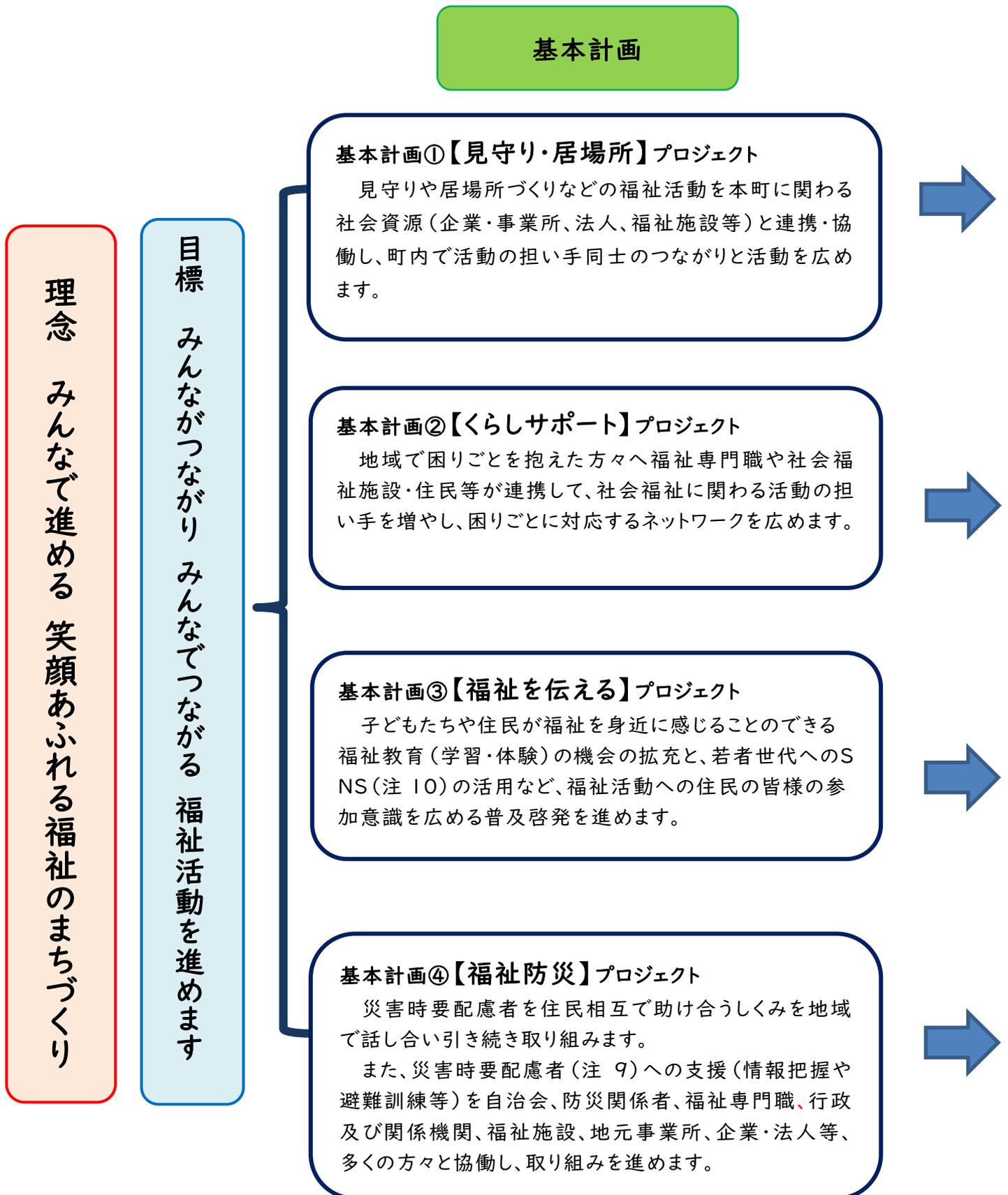


町内のボランティアの皆様と交流の場も設けています。(ボランティアカフェ 注8)
レクリエーションや情報交換等、愛荘町ボランティアセンターに気軽にお話してくださいね。
詳細は、町社協ホームページ(裏表紙に記載)やボランティア通信をご覧ください。



第 2 章 基本的な考え方と内容

(1) 理念と目標、計画の体系図・基本計画と取り組み内容



取り組み内容

a. 日頃の見守り活動を拡充します

近隣住民と困りごとを抱える方（一人暮らし高齢者や障がい者・ひとり親家庭の子どもたち、生活困窮者等）の安心したくらしの実現

b. みんな(自治会や当事者、地元施設・企業)で進める居場所をつくります

コロナ禍での活動自粛や活動の担い手不足等、多様な課題のある小地域福祉活動(注11)の推進に向けた居場所活動の活性化

c. 企業・事業所、法人で取り組まれている社会貢献活動のメニューを作成します

空きスペースの活用や寄付意識など、地域とともに取り組む活動の可視化と社会貢献活動の拡充

a. 地域福祉関係者と福祉関係機関・専門職が連携する場をつくります

民生委員・児童委員(注13)などの地域福祉関係者や関係機関・福祉専門職をつなぐ場づくりと、困りごとを抱えた方への包括的な支援におけた福祉関係機関同士のネットワークの拡充

b. 身近で誰もが安心して利用できる相談窓口をつくります

行政や福祉関係機関とともに相談対応できるしくみと身近で誰もが利用しやすい相談窓口の設置

c. 暮らしの課題をみんなで検討するしくみをつくります

地域の福祉課題(一人暮らし高齢者の増加・ひきこもり・通院や買い物の移動手段等)に対応する活動の情報整理や活動者の育成

a. 福祉を学べる・体験できる場づくりをさらに増やします

住民の福祉活動への理解と参加を広めるため、福祉意識の醸成や活動を啓発する場(研修会・ふくし祭り等)の拡充

b. 若い世代の福祉への関心を高めます

若い世代にボランティアや地域福祉活動への参加を促すため、SNS等を活用した情報発信

c. 子どもたちの福祉学習をみんな(町内の学校や自治会・関係機関・団体等)で協力します

子どもたちへの福祉・防災等の体験や学習機会に協力する関係機関・団体等の参加拡充

a. 防災を中心とした地域福祉活動をさらに話し合います

防災を中心とする福祉活動に取り組むため、必要なことを身近な地域で話し合う機会の拡充

b. 要配慮者が災害時にSOSの声が出せる地域をつくります

要配慮者の誰もが、災害時にSOSの声を出せるしくみづくり

c. みんな(住民と地元の福祉施設・企業、行政)で福祉防災活動を行います

福祉防災活動の意識の高揚と、実際の災害を想定した福祉の防災活動(要配慮者を中心にした避難訓練等)の検討と実施

基本計画①【見守り・居場所】プロジェクト

見守りや居場所づくりなどの福祉活動を本町に関わる社会資源（企業・事業所、法人、福祉施設等）と連携・協働を進め、町内で活動の担い手同士のつながりと活動を広めます。

取り組み内容

a. 日頃の見守り活動を拡充します

近隣住民と困りごとを抱える方（一人ぐらし高齢者や障がい者・ひとり親家庭の子どもたち、生活困窮者等）の安心したくらしの実現

b. みんな（自治会や当事者、地元施設・企業）で進める居場所をつくりま す

コロナ禍での活動自粛や活動の担い手不足等、多様な課題のある小地域福祉活動の推進に向けた居場所活動の活性化

c. 企業・事業所、法人で取り組まれている社会貢献活動のメニューを 作成します

空きスペースの活用や寄付意識など、地域とともに取り組む活動の可視化と社会貢献活動の拡充

（プロジェクトの主なメンバー）

サロン活動者、民生委員・児童委員、商工会会員
福祉施設職員、町内の福祉活動者、自治会での活動者 など

地域でのサロン活動（注4）



地域での見守り活動



このプロジェクトに関連する活動の紹介



見守りサポート会議

みんなが笑顔になることを一緒に考え取り
組みましょう。

基本計画②【くらしサポート】プロジェクト

地域で困りごとを抱えた方々へ福祉専門職や社会福祉施設・住民などが連携して、社会福祉に関わる活動者を拡充し、困りごとに対応するネットワークを広めます。

取り組み内容

- a. 地域福祉関係者と福祉関係機関・専門職が連携する場をつくります**
民生委員・児童委員などの地域福祉関係者や関係機関・福祉専門職などをつなぐ場づくりと、困りごとを抱えた方への包括的な支援におけた福祉関係機関同士のネットワークの拡充
- b. 身近で誰もが安心して利用できる相談窓口をつくります**
行政や福祉関係機関とともに、相談対応できるしくみと身近で誰もが利用しやすい相談窓口の設置
- c. くらしの課題をみんなで検討するしくみをつくります**
地域の福祉課題（一人暮らし高齢者の増加・ひきこもり・通院や買い物の移動手段等）に対応する活動の情報整理や活動者の育成

（プロジェクトの主なメンバー）

地域に居住される福祉専門職、民生委員・児童委員、相談関係事業所、コーディネーターに携わる方、町地域包括支援センター など

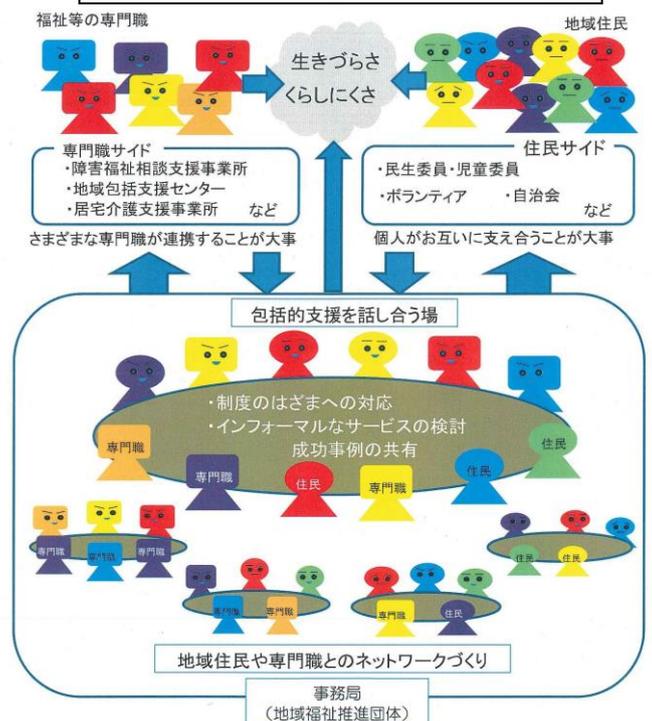
このプロジェクトに関連する活動の紹介



専門職や民生委員・児童委員との話し合いの場

みんなのつながりで、笑顔でくらしをまねて進めましょう。

困りごと支援のネットワークのイメージ



基本計画③【福祉を伝える】プロジェクト

子どもたちや住民が福祉を身近に感じることのできる福祉教育（学習・体験）の機会を拡充と若者世代へのSNSの活用など福祉活動への住民の皆様の参加意識を広める普及啓発を進めます。

取り組み内容

a. 福祉を学べる・体験できる場づくりをさらに増やします

住民の福祉活動への理解と参加を広めるため、福祉意識の醸成や活動を啓発する場（研修会・ふくし祭り等）の拡充

b. 若い世代の福祉への関心を高めます

若い世代にボランティアや地域福祉活動への参加を促すため、SNS等を活用した情報発信

c. 子どもたちの福祉学習をみんな（町内の学校や自治会・関係機関・団体等）で協力します

子どもたちへの福祉・防災等の体験や学習機会に協力する関係機関・団体等の参加拡充

（プロジェクトの主なメンバー）

当事者（障がい者等とその家族）の活動支援者、福祉施設職員、大学生、学校等教育関係者（小・中・高）など

このプロジェクトに関連する活動の紹介



体験や学習のメニューを作成しています。

第2次計画では、多くの子どもたちと一緒に「福祉」を体験し学びました。これからは、より多くの皆様と一緒に「福祉」を共有し伝えていきたいと考えています。



基本計画④【福祉防災】プロジェクト

災害時要配慮者を住民相互で助け合うしくみを地域で話し合う場や機会において引き続き取り組みます。

また、災害時要配慮者への支援（情報把握や避難訓練等）を自治会、防災関係者、福祉専門職、行政及び関係機関、福祉施設、地元事業所、企業・法人等、多くの方々と協働した取り組みを進めます。

取り組み内容

a. 防災を中心とした地域福祉活動をさらに話し合います

防災を中心とする福祉活動に取り組むため、必要なことを身近な地域で話し合う機会の拡充

b. 要配慮者が災害時にSOSの声が出せる地域をつくります

要配慮者の誰もが、災害時にSOSの声を出せるしくみづくり

c. みんな（住民と地元の福祉施設・企業、行政）で福祉防災活動を行います

福祉防災活動の意識の高揚と、実際の災害を想定した福祉の防災活動（要配慮者を中心にした避難訓練等）の検討と実施

（プロジェクトの主なメンバー）

民生委員・児童委員、町福祉担当課、自主防災に携わる方、町防災担当課、災害支援ボランティア など

このプロジェクトに関連する活動の紹介



地域危険な箇所を確認しマップを作成する取り組みをされ、区民への啓発に取り組みされました。



災害が起こった場合を考え、本町では災害ボランティアセンター（注 12）の設置運営訓練を実施しています。



(2) この計画に使用している語句説明

注 1 プロジェクト

大きな目標を集団で実行すること。また、そのために必要な活動等を含めて言います。

注 2 プロジェクト推進体

第 3 次計画の基本計画を推進するために設置する組織。構成メンバーは各プロジェクトに関連する専門職や機関また、地域住民や企業法人・団体等から委員をお願いしています。

注 3 社会福祉協議会

社会福祉協議会とは、社会福祉法第 109 条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成など
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

注 4 サロン活動

地域の高齢者などが、身近な場所に集まって気軽に楽しい時間を過ごし「住民が互いにつながり」をつくる活動です。

注 5 ボランティア

ボランティアという言葉には、もともと「自由意志」や「自ら進んで行動する」という意味があります。そこから、ボランティア活動を「自発的におこなう社会活動、地域活動」ととらえ、様々な分野で多くの人が活動をされています。

阪神淡路大震災以降、ボランティア活動に対する意識や考え方も変わり、従来の「奉仕活動」から「誰でもできる身近な活動」として定着しつつあります。

活動の内容も福祉分野だけでなく文化・環境・災害等と多岐にわたっています。

注 6 ボランティアセンター

ボランティアの裾野拡大、活性化のための業務をおこなうセンターであり、社協に設置しています。主には、相談、情報収集と発信・広報誌の発行、学習の場の提供等をおこなっています。

注 7 チョボラ体験

ボランティア活動のきっかけづくりとして、活動の体験メニューを作成し参加したい活動を体験できるボランティアセンターの事業です。

子どもたちも参加できるよう夏休みを中心に子育て支援や芸能活動などの体験を実施しています。

また、働く世代の方も参加できるように、夜のボランティア活動としてクリスマスの時期にサンタ訪問活動も実施しています。

注 8 ボランティアカフェ

ボランティア活動者の交流の場としてボランティアセンターにて実施しています。参加者としては、ボランティア活動者や受け入れ施設職員、ボランティアを始めたい方などいろんな方が参加されます。ここでみんなと楽しく話をしながら活動の情報交換を行ったり、レクレーションなどを教わったりしています。

注 9 災害時要配慮者

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により、災害時などに高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方々を「要配慮者」と言われています。

注 10 SNS

SNS は、Social Networking Service (ソーシャルネットワーキングサービス) の略称のことを言います。その名の通り、Web 上で社会的なネットワークを作り出せるサービスを意味します。

注 11 小地域福祉活動

小地域福祉活動とは、「誰もが安心して暮らし続けられる地域」をつくるための、住民の自発的な意思にもとづく共助の取り組みであり、住民ニーズを基本に、住民主体を理念に掲げて地域福祉の推進をはかるものです。

第 3 次計画では、自治会単位以下の範囲で進められる福祉活動を指しています。

注 12 災害ボランティアセンター

被災者支援と被災地復興のために活動するボランティアと支援を受けたい方とを調整し、つなぐ機関であるとともに、総合窓口として困りごとの集約・情報収集や発信等の役割があります。

注 13 民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域において常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い社会福祉の増進に努めます。

また、児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心してくらするように、子どもたちを見守り、子育ての不安等の心配ごとなどの相談・支援等を行います。さらに主任児童委員は、児童に関することを専門的に担当します。(参考:厚生労働省 HP より)

注 14 社会貢献活動

社会貢献活動とは、社会に役に立つ、社会に貢献することを主眼として行われる一連の活動の総称。個人や企業・団体がおこなう環境保全活動や困窮世帯の子供たちの支援等、活動の範囲は様々です。

注 15 地域福祉

地域福祉は、子どもから高齢者まで誰もが住み慣れた地域の中で心豊かに安心してくらすよう、地域社会における福祉課題の解決に向け、住民をはじめ社会を構成するすべての人々が、それぞれの持てる力を出し合い、協力しつつ、支え合える社会をつくる努力を重ねていこうという考え方を基本としています。